

<開催報告>

AIPPI・JAPAN セミナー

「欧州統一特許制度施行に向けた現実的な準備－欧州における新たな特許出願戦略の構築と統一特許裁判所の設立に向けた特許訴訟戦略の構築について」

開催日時：平成 26 年 4 月 18 日（金）13：30～17：00

会 場：愛宕東洋ビル 13 階 1301 講義室（金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス）
（東京都港区愛宕 1-3-4）

（地図） <http://www.kanazawa-it.ac.jp/tokyo/map.htm>

講演者：Bristows 法律事務所

Edward Nodder 氏（弁護士）、Alan Johnson 氏（弁護士）

Pat Treacy 氏（弁護士）、James Boon 氏（弁護士）

使用言語：英語（英語－日本語の逐次通訳付）

内 容：

1) 欧州統一特許制度施行に向けた現実的な準備－欧州における新たな特許出願戦略の構築：

取得手続：欧州統一特許の出願の手続きは、欧州特許庁において、欧州特許の出願と同じ手続きで行われる。現行制度のもとでは、欧州特許は各指定国特許の束であり、出願人が指定するそれぞれの国でその国の法令に基づいて効力が発生する。これに対し、統一特許制度では特許の効力は EU25 カ国に及び、それぞれの国で付与手続きをする必要はない。

特許訴訟：新たに創設された統一特許裁判所は単一特許及び欧州特許の双方を管轄する。不参加国の既存及び将来の欧州特許、国内特許及び補充的保護証明書、商標及び意匠等の他の全ての知的所有権、ライセンス係争、特許所有権の係争に関しては管轄外である。

裁判所の構成：中央部と地方部及び 地域部で構成される。

- ・中央部：パリ、ロンドン、ミュンヘンに設置される。欧州特許と欧州統一特許の無効審判請求訴訟、非侵害の宣言請求訴訟の管轄権を持つ。
- ・地方部、地域部：各加盟 25 カ国に少なくとも一つ、又は複数の加盟国に共同で設置される。欧州特許と欧州統一特許の侵害訴訟、仮差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟、先使用权確認請求訴訟、ライセンスに関する訴訟の管轄権を持つ。

2) 統一特許裁判所：世界的に重要な新たな裁判所－裁判所選び、標準規格必須特許の行使によって生じる独占禁止法に関連する問題及びパテントトロールに関する問題

欧州統一特許訴訟制度には、施行から 7 年の移行期間が定められており、この間、欧州特許に関しては、国内裁判所も欧州統一特許裁判所と並行して管轄権を持つ。侵害訴訟を欧州統一特許裁判所に提訴するか、指定国の国内裁判所に提訴するかを選ぶことができる。この移行期間後は、原則的に欧州統一特許裁判所が欧州特許と欧州統一特許の侵害訴訟すべてを管轄することとなるが、欧州特許権者や欧州特許の出願者は、欧州統一特許裁判所の専属管轄からの除外適用を受けることも可能である（Opt-out）。

等々、欧州単一特許制度、統一裁判所の今後の訴訟に関する対応や変化の詳細を知る非常に良い機会となった。

本セミナーには 50 名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われ、成功裡に終了した。

以上